

都市公園等事業の再評価の指標及び判断基準（案）

（平成10年 7 月 27 日 通知）

（平成14年 4 月 1 日 改定）

都市公園等事業における再評価は、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「再評価実施要領」という）、都市公園等事業の再評価実施要領細目（以下「再評価細目」という）による他、以下に定める指標と判断基準等により実施するものとする。

第 1 指標と判断基準

（1）事業の必要性等に関する指標

1）事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標

① 利用圏域内の市街化の状況、人口の推移等、社会経済情勢の特段の変化 （指標）

- ・公園の利用圏域内の市街化の状況、人口の推移、年齢構成の変化等、公園の整備計画に重大な影響を与える事情の変化

（判断基準）

- ・公園の整備計画に重大な影響を与える事情の変化がないか
- ・重大な影響を与える変化がある場合には、対処方針はどうか

② 公園計画区域内及び周辺の自然的環境等の特段の変化

（指標）

- ・公園計画区域内及び周辺の緑地等、当該地域における動植物の成育状況等の自然的環境、埋蔵文化財の状況等に関する、公園の整備計画に重大な影響を与える事情の変化

（判断基準）

- ・公園の整備計画に重大な影響を与える事情の変化があるか
- ・重大な影響を与える変化がある場合には、対処方針はどうか

③ 上位計画の変更

（指標）

- ・市町村の総合計画、緑の基本計画、都市計画等の上位計画の変更

（判断基準）

- ・上位計画で、公園の整備計画に重大な影響を与える事項に変更があるか
- ・重大な影響を与える変更がある場合には、対処方針はどうか

④ 周辺の類似施設の整備状況

（指標）

- ・レクリエーション施設、文化施設等の利用が競合する、あるいは相乗的な効果を発揮する類似施設の整備状況

（判断基準）

- ・類似施設で、公園の整備計画に重大な影響を与えるものの整備状況に変化があるか
- ・重大な影響を与える変化がある場合には、対処方針はどうか

⑤ 関連する他事業等の進捗状況

（指標）

- ・道路、河川等の公共施設や教育・福祉施設等の、関連する事業の進捗状況
- ・国体、都市緑化フェア等の公園を会場とするイベントの開催予定等

(判断基準)

- ・ 関連する事業の進捗状況により、公園の整備計画に重大な影響があるか
- ・ 公園を会場とする重要なイベントの開催予定等があるか
- ・ 重大な影響がある場合には、対処方針はどうか

2) 事業の投資効果に関する指標

(指標)

- ・ 費用対効果分析結果
- ・ その他費用対効果分析結果に影響を与える公園整備計画の大幅な変更、工事単価の著しい変化等要因の変化

(判断基準)

- ・ 費用対効果分析の結果からみて事業の投資効果は上がっているか
- ・ 費用対効果分析結果に影響を与えるような全体事業費の変化や公園の利用者推計及び実績、交通条件等要因の変化があるか

3) 事業の進捗状況に関する指標

① 執行額（進捗率）

(指標)

- ・ 事業採択以来の執行額の推移及び全体計画に対する進捗率

(判断基準)

- ・ 全体計画に対する進捗率が、公園の規模・内容を踏まえ著しく遅れていないか

② 事業の現況及びその経緯

(指標)

- ・ 用地買収の状況
- ・ 施設整備の状況

(判断基準)

- ・ 長期に渡る中断が無い等、事業の執行が順調に推移しているかどうか
- ・ 用地買収、施設整備が効率よく計画的に推進されているか

③ 供用面積及びその推移

(指標)

- ・ 既に供用を開始している区域の面積及びその推移

(判断基準)

- ・ 既に供用を開始している区域の有無、供用面積及び供用率
- ・ 供用の推移が、公園の規模・内容を踏まえて著しく遅れていないか
- ・ 供用が開始されていない場合は、やむを得ないと判断するに足る理由があるか

(2) 事業の進捗の見込みに関する検討

(指標)

- ・ 今後の事業の実施予定、めど、及び進捗の見通し

(判断基準)

- ・ 今後の事業の実施予定が、公園の規模内容及び残事業を踏まえて適切か。
- ・ 事業の進捗を著しく遅らせる事情はあるか。

(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性に関する検討

① コスト縮減の可能性

(指標)

- ・コスト縮減方策の検討・実施状況

(判断基準)

- ・コスト縮減のための方策について、検討・実施が行われているか
- ・行われている場合は、その効果はどの程度か

② 代替案立案の可能性の検討

(指標)

- ・代替案との検討状況

(判断基準)

- ・代替案が立案され、それとの比較検討が行われているか
- ・行われている場合、判定結果が妥当か

第2 チェックリストの提出

再評価の実施主体は、再評価細目第4の1(1)に定める「再評価に係る資料」の提出の際には、別紙1に定めるチェックリストを添付するものとする。